

## 17 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

### 《提案・要望の内容》

#### 【原子力行政における情報の透明化等について】

- 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報共有など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

#### 【再稼働に向けての国の対応について】

- 再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聴き、意見を踏まえて行うこと。また、新規規制基準や新たな知見により厳格に審査を行い、安全対策の進ちょく状況等も精査し、国が責任を持って判断し、国民に説明し理解を得ること。

#### 【中国電力の周辺地域における対応について】

- 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導するとともに、再稼働に向けての一連の手続きに際し、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。

#### 【新規規制基準適合性審査について】

- 宍道断層の活断層評価をはじめ、地震・津波について、最新の知見を反映し、改めて確認を行うとともに、島根原子力発電所2号機に係るフィルタベントや事故時における組織としての危機対応力などの新規規制基準の適合性確認審査を厳正に行うこと。また、その結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民へ丁寧かつ十分に説明を行うこと。

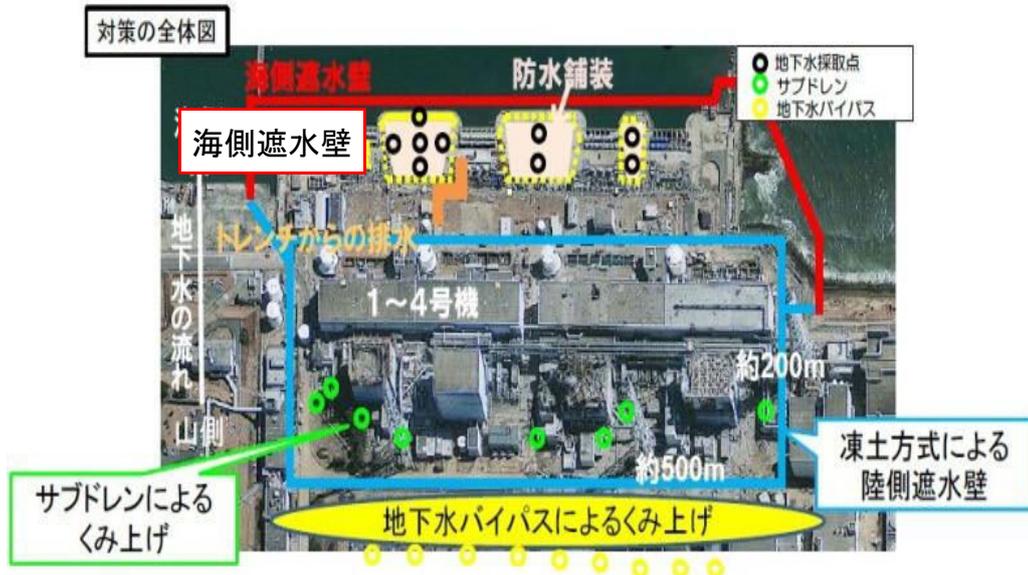
#### 【汚染水対策について】

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること（事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等）。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

#### 【周辺地域の意見を反映する仕組みについて】

- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

<参考> 福島第一原子力発電所における汚染水問題への対策の概要



## 18 大規模災害等への対応能力向上のための 大型輸送ヘリコプターの早期配備について

### 《提案・要望の内容》

- 大規模災害や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を高め、県民の安全を確保するため、本県に大型輸送ヘリコプター（CH-47JA）及び部隊を早期に配備すること。
- 配備に当たっては、設計や工事の予算要求、事業実施などの節目節目に、丁寧かつ十分な地元への説明を実施すること。

### ＜参考＞当県の大規模災害対応等の特殊性

- 当県は、急しゅんな地形と冬季の積雪などの厳しい自然環境であり、冬季を中心に年間約100日間は、太平洋側の他機関からのヘリコプターによる応援が困難な状況にあるので、多くの孤立集落が発生する大規模震災時の被災者の支援や緊急物資の輸送にとって、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用。
- 当県は約130キロメートルの海岸線で日本海に面しており、日本を取り巻く安全保障を巡る環境が一層厳しさを増す中で、大型輸送ヘリコプターによる迅速な対応が可能な体制の整備が重要。
- 更に、南海トラフ巨大地震発災時において、被害が比較的少ないと想定される本県内に自衛隊の大型輸送ヘリコプターを配備することは、日本全体で取り組む必要がある南海トラフ巨大地震対策としても有用。

※被害が比較的少ない都府県は自力で災害対策を行うと同時に、被害の甚大な地域への支援も行うべきであることが指摘されている。  
（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」  
（平成25年5月中央防災会議のワーキンググループとりまとめ）

## 19 拉致問題の完全解決について

### 《提案・要望の内容》

- 北朝鮮による拉致被害者に関する再調査が始まったが、引き続き全力を尽くして、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現すること。
- 北朝鮮による再調査の進捗に応じて生存者に関する情報等の共有を図るなど、地元自治体との連携を密に行い、帰国後の生活再建に当たっては、拉致被害者及びその御家族に寄り添い、実情に応じた支援を講じることができるよう、国においても手厚い支援を行うこと。あわせて、今年度末に期限が到来する給付金の支給期間を延長するとともに、必要に応じて制度改正等も含め柔軟に対応すること。

### <参考>

#### 【政府認定拉致被害者】

- ①松本京子さん（まつもと きょうこ 米子市出身、当時29歳）：昭和52(1977)年10月21日、自宅近くの編み物教室に向かったまま行方不明。  
※平成18(2006)年11月20日、政府が拉致被害者と認定。  
(全国で17人目、県内初)



#### 【特定失踪者（拉致の可能性が指摘されている人）】※特定失踪者問題調査会の公表による

- ②古都瑞子さん（ふるいちみずこ 日南町出身、当時47歳）：昭和52(1977)年11月14日、普段着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。  
※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断。  
平成19年8月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



- ③矢倉富康さん（やくらとみやす 米子市出身、当時36歳）：昭和63(1988)年8月2日、一人で出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。  
※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断。  
平成19年10月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



- ④上田英司さん（うえだ えいじ 伯耆町出身、当時20歳）：昭和44(1969)年11月4日、「京都に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



#### 【拉致の可能性を排除できない事案に係る方】※鳥取県警察本部の公表による

- ⑤木町勇人さん（きまち はやと 大山町出身、当時20歳）：昭和50(1975)年8月25日、京都府宇治市の下宿先を出て以降、行方不明。



## 20 社会福祉法人に対する指導監督権限の強化について

### 《提案・要望の内容》

○社会福祉法人に対する所轄庁の指導監督は、「措置から契約へ」の流れの中で現在は福祉にも企業経営的観点が入り込んでいるにも関わらず、従前からの前時代的な性善説に立った制度設計のままであり、これが全国で社会福祉法人による不祥事が頻発する現在の状況につながっている。このため、次の事項を含め、早急に抜本的な制度改革を行うこと。

- 1 社会福祉法人に対して財務会計面での実質的な監査を行うための具体的な監査基準を整備すること。また、そのために必要となる専門人材の確保等の体制整備について十分な財政措置を行うこと。
- 2 社会福祉法人に対する所轄庁の指導監督権限に一定の強制力を付与するため、社会福祉法の改正により、監査での隠蔽、妨害に対する罰則を整備すること。
- 3 改善命令等の行政処分の要件を明確にするとともに、具体的な発動基準についてのガイドラインを策定すること。

※社会福祉法には、監査での隠蔽、妨害に対する罰則が整備されておらず、指導監督権限の実効性が法的に担保されていない。農業協同組合法第99条の4、銀行法第63条等には監査での隠蔽、妨害に対する罰則が整備されている。

※社会福祉法第56条第2項の行政処分（改善命令）の要件が抽象的で不明確である。

### <参考1> 各種法人に対する監査・検査の比較

対象法人の形態	社会福祉法人	公益法人	農業協同組合	銀行
根拠法令	社会福祉法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	農業協同組合法	銀行法
監査・検査の妨害・忌避に対する罰則				
罰則の有無	×	○	○	○
具体的な罰則	—	・50万円以下の過料	・50万円以下の罰金 ・1年以下の懲役、又は300万円以下の罰金	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金

### <参考2> 鳥取県における指導監督体制の整備の状況

時期	組織体制の整備の内容
平成22年1月	社会福祉法人の不適正な会計処理の発覚を踏まえ、係長級の職員を1名増員した。
平成22年4月	法人指導監査専門員として会計に精通した者（公認会計士6名）を非常勤で配置した。翌年度には法律の専門家（弁護士2名）を増員した。
平成23年7月	福祉保健課内に法人監査を中心とする福祉指導支援室を創設した。
平成24年4月	監査業務により特化するため、法人施設指導室に改組した。さらに法人指導監査員（銀行OB等の非常勤職員）を増員した。（1名→2名）
平成25年6月	施設監査の会計面の強化を図るため、さらに法人指導監査員（銀行OB等の非常勤職員）を増員した。（2名→5名）

### <参考3> 行政処分の発動基準に関する鳥取県の取組

平成25年3月に「社会福祉法人指導監督における行政処分発動基準等に関するガイドライン」を作成し、改善措置命令などの行政処分を出す際の基準を例示し、具体化した。

## 21 手話言語法(仮称)の制定について

### 《提案・要望の内容》

#### ○手話言語法(仮称)を制定すること。

これにより難しい場合であっても、少なくとも障がい者のコミュニケーションを保障する法律を制定すること。

※既に、障害者基本法において手話が言語であることは明確に位置付けられているが、音声言語中心の現代社会をろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分である。

※鳥取県においては、平成25年10月に「鳥取県手話言語条例」を制定。その後、北海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市、佐賀県嬉野市においても同様の条例が制定されたほか、手話言語法制定を求める意見書が多く地方議会で採択されるなど、国内的にも手話言語法(仮称)制定に向けた萌芽が表れてきている。

※手話言語法(仮称)の制定に当たっては、手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら検討することが必要である。

※音声や文字表記等による意思疎通が困難な障がい者は、これらに代えて、手話、筆記、点字、触覚等を使用して意思疎通を図るが、このような障がい特性について、社会の理解や配慮は十分とは言えないのが実態。

※情報アクセス及びコミュニケーションの保障は、障がい者が社会参加する上での基盤となるものであり、法整備が必要である。

### ＜参考：本県の取組＞

#### 1. 鳥取県手話言語条例の制定

- 平成25年10月、鳥取県議会において「鳥取県手話言語条例」が全会一致で可決・成立。
- 手話を言語として正面から認めた条例は全国初。
- 可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から100人近いろう者・関係者が県議会に集結。



#### 2. ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

- タブレット型端末のテレビ電話機能を通じ、手話通訳者(手話通訳センターに常駐)が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行い、ろう者と聞こえる人のコミュニケーションをサポートする仕組み。
- 県内18名のろう者をモニターとして、ニーズ調査も兼ねてモデル的に実施。
- 本事業で使用するタブレット型端末には購入費助成制度を設定。(9割助成)
- 鳥取方式では、行政等の窓口で端末を設置するだけでなく、個々のろう者が所有する端末からもセンターへアクセスできるため、「いつでも、どこでも、気軽に」手話通訳を受けることが可能。

#### 3. 情報アクセス・コミュニケーション支援

- 鳥取県においては、「鳥取県手話言語条例」の制定による手話の取組にとどまらず、これをさらに広げ、情報アクセス及びコミュニケーションに関する支援についても取組を強化しているところ。

## 22 持続可能な介護保険制度の構築について

### 《提案・要望の内容》

○介護保険制度が国の制度設計によるものであることを踏まえ、持続可能な制度に向け、地方負担に十分配慮しつつ、以下について対策を講ずること。

1 低所得者対策として地方に新たな公費負担を求める改正が行われたが、制度設計者である国の責任において、適切な財政負担を行うこと。

※平成27年度からの第6期介護保険事業支援計画における保険料は、第5期の5,420円/月（全国平均：4,972円/月）からさらに2割程度増加し、6,000円台後半になる見込み。県、市町村の公費負担も増加が続いており、地方の負担は限界に来ている。

2 要支援者への介護サービスの市町村事業への移行や地域密着型通所介護の創設等の方針が示されているが、介護保険費用総額の縮減には殆どつながらない見込みであり、より抜本的な見直しを検討すること。

※市町村事業への移行等により、制度が複雑化して市町村や市町村包括支援センターの事務量が急激に増す一方、介護保険費用総額の縮減はあまり期待できない。

3 お泊まりデイサービス問題など、現に発生している制度運営上の課題に対し、国において適切な対応を講ずること。

4 居宅のケアマネジャーが、小規模多機能型居宅介護事業所のケアプランを担当できるようにすること。

※ 本県における小規模多機能型居宅介護事業所の月当たりの利用率は7割程度に留まり、郡部においては、新規の参入事業者を募集しても応募がない状況にある。  
一方、ニーズが重なるとされる「自主宿泊サービスを行うデイサービス」については、多数の事業者が参入している。  
小規模多機能型居宅介護は、当該施設所属のケアマネジャーがケアプランを作ることになっているが、居宅のケアマネジャーが担当のケースを手放さないために、小規模多機能型居宅介護の利用者が広がらないことが影響していると思われる。

○認知症の早期発見や診療体制充実のため、関係施策について十分な対応をとると共に、特に地域型認知症疾患医療センターのバックアップ、連携及び認知症を診断できる医師の確保、育成が強く求められていることから、基幹型認知症疾患医療センターを新規に認めること。

※県内設置状況：地域型認知症疾患医療センター4箇所（平成21年4月1日～）

（東部）渡辺病院 （中部）倉吉病院 （西部）養和病院、西伯病院

### <参考：本県の状況>

#### 1. 介護保険料基本月額推移



#### 2. デイサービス事業所における宿泊サービス実施状況（平成25年12月時点）

事業所数	実施あり	実施率
302	67	22.2%

## 23 認知症高齢者等の行方不明に係る対策について

### 《提案・要望の内容》

○認知症高齢者の行方不明について、都道府県域を超えた問題でもあり、行方不明者に係る迅速な情報の共有化など、全国的な対応を講ずること。

○徘徊した認知症高齢者等を早期に発見するため、地域で守る環境づくりや広域連携の取組に対する支援を行うこと。また、介護給付のうち福祉用具貸与の対象機器に、捜索活動に効果的なGPS機器を追加すること。

※現行の対象機器：認知症老人徘徊感知機器

### ＜参考：本県の状況＞

#### ◆県内の行方不明者の状況(鳥取県警察本部提供)

区 分	平成24年	平成25年	平成26年
行方不明者届受理件数	345件	371件	105件
うち認知症者数	19件	7件	8件

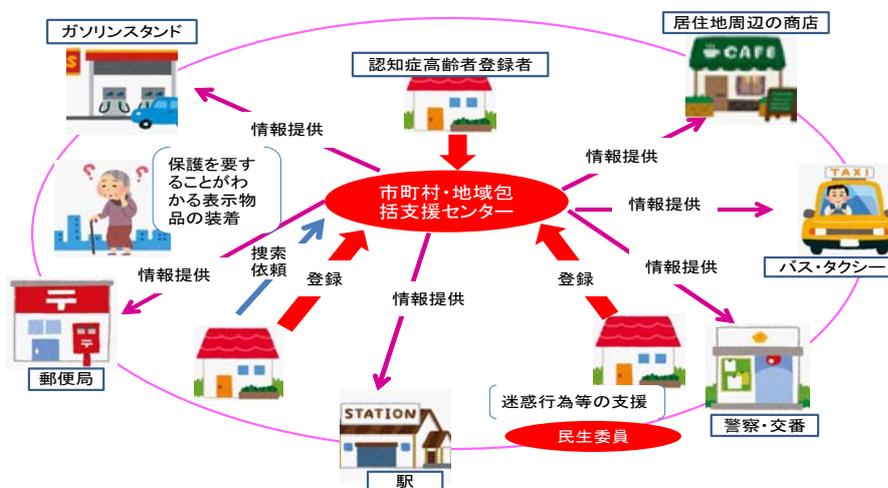
※上記のうち未解決のもの 2件(平成24年1件、平成26年1件)

#### ◆認知症高齢者ご近所応援団結成支援事業

認知症高齢者が徘徊した場合の迅速な捜索や、認知症によりさまざまなトラブル(詐欺、迷惑行為)に巻き込まれたり起こしたりすることを防止するため、市町村の支援体制(ネットワーク)の設置及びその取組に対し支援

＜1市町村当たり補助限度額＞ 300千円(定額)、10市町村

### 認知症高齢者ご近所応援団結成支援事業のネットワークイメージ



### ＜主な支援対象事業＞

- ・情報伝達網づくり
- ・捜索を助ける物品(目印)等の交付
- ・GPS機器、徘徊センサー等の貸付、購入経費の一部支援
- ・一定期間GPS機器を貸し出し徘徊ルートを把握

※併せて、本年6月中を目処に警察本部、市町村、県担当課で認知症高齢者等徘徊サポートネットワーク推進連絡会議を設立

## 24 子ども・子育て支援新制度などの少子化対策の充実について

### 《提案・要望の内容》

○ 子ども・子育て支援新制度の開始が平成27年4月1日に正式決定されたが、円滑な制度の開始に向けて、次の点を要望する。

① 子ども・子育て支援新制度の目的である幼児教育、保育、子育て支援の量的拡充と質の改善が共に実現されるために必要となる総額を確保すること。

財源の目処が立たず、「質の改善」が見送られた事項のうち、特に以下の項目を要望する。

- ・ 1歳児の保育士配置の改善（6：1⇒5：1）※当県では、平成14年から4.5：1の加配を支援
- ・ 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与改善（+5%） ※+3%に留まる見込み。
- ・ 放課後児童クラブの常勤職員の処遇改善

※当県では、平成26年度から放課後児童指導員の資格を持つ者の給与改善に対して支援  
→保育士及び放課後児童クラブ指導員の給与改善及び処遇改善は、保育士等の人材不足の解消に直接効果があり、量的拡充の実現にも不可欠である。

② 政省令等を早急に固め、県・市町村に周知するとともに、国においても事業者や保護者等に向けて適切な広報及び情報提供を行うこと。

現時点においても制度の内容が不確定なため、県・市町村の準備作業も遅れを解消できる目処が立っていない。

③ 公定価格の単価の早期確定を行うこと。さらに、消費増税が満年度化する平成29年度前に財源不足が生じた場合、県・市町村が負担することとなる部分については、交付税等による財源措置を適切に行うこと。

先般示された公定価格は仮単価であり、事業者や保護者の不安の声が届いている。また、公定価格は市町村の保育料の設定に大きく影響する。

④ 保護者の経済的負担を軽減するため、国が定める保育料基準額、放課後児童クラブの保護者負担割合を引き下げること。

○ 各地域が、出会いから妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を地域の実情に応じて実施できるよう、地域少子化対策強化交付金を継続的な事業として確立するとともに、交付額の拡大と柔軟な制度運用を行うこと。

#### 【柔軟でない採択基準】

① 婚活イベントなど出会いにつながる事業は対象外

本交付金では、地方公共団体が少子化対策として最も行いたい出会いの機会づくりを目的とした事業は対象外となっている。

② 事業の先駆性

他の自治体で効果の出ている事業について実施したくとも「他の自治体の事業にならった当該自治体では初の取組」というだけでは先駆的とは判断されず、地域の独自性を加えたものでない場合、採択の可能性が低い。

### <参考>

#### 1 新制度における「量的拡充」と「質の改善」

区分	1兆円超ベース（A）	0.7兆円ベース（B）	差引（B）－（A）
量的拡充	4,068億円	4,068億円	0億円
質の改善	6,505億円	3,003億円	△3,502億円
計	1兆573億円	7,071億円	△3,502億円

7千億円以外の財源が確保されない  
と質の改善効果は薄くなる

<「質の改善」において先送り候補となっている主な項目>

○職員配置の改善

年齢	現状	目標	備考
0歳児	3:1	3:1	—
1歳児	6:1	5:1	<b>先送り</b> （鳥取県ではH14から単県で4.5:1を実施）
2歳児		6:1	—
3歳児	20:1	15:1	実施（鳥取県ではH25から単県で15:1を実施）
4歳児	30:1	25:1	<b>先送り</b>
5歳児			

○その他

項目	目標	実施見込
職員給与の改善	+5%	+3%（ <b>2%先送り</b> ）
延長保育の充実	延長保育基本分の給付化	<b>先送り</b>
放課後児童クラブの充実	常勤職員の処遇改善	<b>先送り</b>

2 地域少子化対策強化交付金（平成25年度補正予算）

結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援する。

※補助率：10/10・交付上限：都道府県4000万円、市区町村800万円

(1) 1次募集事業に係る採択状況

1次募集事業での採択率は、当県全体で42%、市町村に至っては、13%と厳しいものとなっている。

《1次募集事業の鳥取県の採択状況》（単位：円）

区分	当初申請額	内示額	採択率
県	40,000,000	28,970,000	72%
市町村	42,988,564	5,595,000	13%
計	82,988,564	34,565,000	42%

(2) 子育て同盟での要望

地域少子化対策強化交付金の継続・拡大等については、子育て同盟としても、加盟11県の総意の最重点事項として要望する。

※ 子育て同盟

少子化問題に危機感を持ち、子育て支援施策に意欲的に取り組む10県（宮城県、長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県）による「子育て同盟」（発起人：鳥取県知事）が平成25年4月9日に発足。平成26年5月31日開催の「子育て同盟サミット in ながの」で山口県が新たに加盟。

## 25 持続可能な国民健康保険制度の構築について

### 《提案・要望の内容》

○国民健康保険の都道府県単位化の検討の前提として、地方の意見を十分に聴きながら、真に持続可能な制度となるよう国保の財政上の構造問題の解決策を示した上で、保険料負担の被用者保険との格差解消などの観点で制度設計を明らかにすること。

※国保制度の基盤強化に関する国と地方の事務レベルのワーキンググループでは、高齢者や低所得者が多く医療費が嵩むが保険料収入が見込めないという国保の財政上の構造問題に対する知事会側の要請に対し、国は解決策を示しておらず、このままでは国と地方が合意に至らないまま、法案が国会に上程されることになりかねない。

### <参考>

#### ○ 各保険者の比較（全国値）

	市町村国保	協会けんぽ	健保組合	共済組合
加入者数	3,520万人 (年金生活者、 非正規労働者、 自営業等)	3,488万人	2,950万人	919万人
65歳以上割合	31.4%	4.7%	2.5%	1.6%
一人当たり 保険料負担率	9.9%	7.2%	5.0%	4.9%

#### ○市町村国保に係る 鳥取県内1人当たり保険料調定額と医療費の推移 (単位:円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
保険料	71,604	72,073	71,265	72,295	77,809	78,752
医療費	443,154	296,428	305,035	317,975	329,073	338,265

(注) 平成20年4月からの後期高齢者医療制度開始に伴い、75歳以上の国保加入者が同制度へ移行し、一時的に1人当たり医療費が減少している。

## 26 薬剤師の確保について

### 《提案・要望の内容》

○国は、在宅医療の支援や医療チームの一員として、薬剤師の役割を拡大し需要を喚起してきた一方で、薬学部6年制化や近年の新規免許取得者数の激減により薬剤師不足が深刻となっており、この構造的な問題の解決を図ること。

※平成22、23年3月の薬剤師国家試験では、薬学部6年制化の影響で合格者が平年より大幅減。6年制化後も合格者数も激減し、26年3月の試験では7,312人（合格率60.8%）の合格者であった。

※6年制化以前に予想された合格者数（1万1千人）よりもかなり少ない状況であり、特に山陰地方には薬学部がないため、県外に進学し県外で就職する者も多いことから、慢性的に不足感が強かった状況がさらに悪化している。

### <参考>

#### ○近年の国家試験の受験者数及び合格者数（全国）

	受験者	合格者	合格率
24年	9,785人	8,641人	88.3%
25年	11,288人	8,929人	79.1%
26年	12,019人	7,312人	60.8%

#### ○鳥取県で実施した需要状況調査

	採用希望人数		
	薬局	病院・診療所	計
24年1月	117人	28人	145人
25年10月	171人	57人	228人
増減	+54人	+29人	+83人

(注) 調査施設数：24年1月調査 272施設/368施設（回答率73.9%）  
25年10月調査 264施設/366施設（回答率72.1%）

#### ○鳥取県の子な薬剤師確保対策

県と鳥取県薬剤師会が連携し次の取組を実施

##### ①大学の就職ガイダンスへの参加

24年度：5大学、25年度：4大学、26年度：2大学（26年5月時点）

##### ②薬学部生のインターンシップ受け入れ

25年度に大阪薬科大学と協定を締結し学生2名を受け入れ。26年度も実施予定。

##### ③未就業者登録、復職支援プログラムによる実習

## 27 学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について

### 《提案・要望の内容》

#### [私立・公立共通]

○学校設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業（天井等の非構造部材対策を含む）を実施することができるよう、十分な予算を確保するとともに、耐震化補助事業の充実・改善を図ること。

#### 【公立学校施設の耐震補強・改築に係る耐震化補助事業の拡充】

耐震補強・改築の国庫補助率を、 $I_s$ 値に関わらず $2/3$ へ引き上げること。

\*現行…耐震補強  $I_s$ 値 $0.3$ 未満： $2/3$ 、 $I_s$ 値 $0.3$ 以上： $1/2$

耐震改築  $I_s$ 値 $0.3$ 未満： $1/2$ 、 $I_s$ 値 $0.3$ 以上： $1/3$

#### 【私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充】

耐震補強・改築の国庫補助率を公立学校並みとされたい。

・耐震補強については、補助率を $2/3$ へ引上げ。

\*現行… $I_s$ 値 $0.3$ 未満： $1/2$ 、 $I_s$ 値 $0.3\sim 0.7$ ： $1/3$

・耐震改築については、補助率を $1/2$ とするとともに、補助対象は構造耐震指標（ $I_s$ 値）だけでなく、耐力度点数のように築年数等も加えた制度とすること。

○学校施設の避難場所としての機能を高めるため、防災機能強化のための補助制度を充実させるとともに、現在、屋外防災施設の整備のみが対象となっている高等学校について、対象工事の拡充を行うこと。

○非構造部材の耐震対策について、学校設置者による点検がスムーズに実施できるよう、明確な基準及び点検方法を示すこと。

#### [公立のみ]

○地方公共団体の負担を軽減するため、公立学校施設の耐震・防災対策に関する地方財政措置を継続するとともに、実情に沿った補助単価とすること。

○公立学校施設の耐震化事業については、工期の遅れや学校の統廃合に係る調整に伴い、やむを得ず平成28年度以降に完了がずれ込む場合も見込まれることから、国庫補助率の嵩上げ措置を平成28年度以降も延長すること。

### <参考>

#### 【鳥取県内学校の耐震化率】

区分	公立小中学校 (H26.4.1現在)	県立高等学校 (H26.4.1現在)	私立学校(H25.4.1現在)	
			高等学校	幼稚園
鳥取県	87.0% (635棟/730棟)	92.7% (203棟/219棟)	67.3% (37棟/55棟)	69.2% (27棟/39棟)
全国	92.5%	90.0%	77.8%	77.8%

※私立学校の前年度耐震化率の公表はH26年11月頃

## 28 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたスポーツ振興の取組への支援について

### 《提案・要望の内容》

- 東京オリンピック・パラリンピック開催は、日本国民に夢と希望を与えるものであり、特に未来を担う子どもたちがオリンピック・パラリンピックを体感できるよう、スポーツ振興に意欲的に取り組んでいる地方に対して、キャンプ地誘致等への積極的な支援を行うこと。
- 本県のスポーツ施設をパラリンピックナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点に位置づけること。

#### 【各スポーツ競技の国内外トップチームのキャンプ地誘致等への支援】

- ①海外トップチームのキャンプ地誘致に向けた活動や必要な施設整備への支援
- ②日本代表選手の育成強化のために開催される競技大会や合宿が行われる拠点施設の指定及び必要な施設整備への支援

#### 【競技力向上の取組への支援】

障がい者スポーツの選手の強化、指導者の指導力向上、指導体制の充実など、競技力向上の取組強化への支援

### <参考>

#### 1 本県の主な施設

##### <鳥取市営サッカー場（とりぎんバードスタジアム）>

観客収容人数 16,033 人、ナイター設備 1,500 ルクスを誇る、中国地方で唯一、Jリーグのスタジアム基準をクリアしたサッカー専用スタジアム

##### <鳥取県立布勢総合運動公園（コカ・コーラ ウェストスポーツパーク鳥取）>

広域の総合運動公園として、高度な施設機能を確保の上、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設

陸上競技場は過去のオリンピック会場で使われている高速レーン（スーパーX）を使用、このほか公園内に天然芝の競技施設を複数保有

##### <境港公共マリーナ>

艇庫、チャーター艇の購入など環境整備（155,951 千円）

※平成 26 年 3 月 19 日日本オリンピック委員会（JOC）競技別強化センター認定

#### 2 本県の取組

##### ○競技力・指導力の向上

- ・障がい者スポーツの競技力向上に県単独で予算を確保（13,545 千円）
- ・県が独自に公費を投入して障がい者スポーツの強化選手指定を行っているのは、他の都道府県にはない鳥取県独自の取組

##### ○トレーニング拠点誘致に向けた調査研究

障がい者スポーツのナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の誘致に向けた調査研究に県単独で予算を確保（1,000 千円）

##### ○世界レベルの大会開催に伴うキャンプ地誘致の主な実績

大会	チーム国	会場
2002 年 日韓共催サッカーワールドカップ	エクアドル	鳥取市営サッカー場
2007 年 世界陸上大阪大会	ジャマイカ	鳥取県立布勢総合運動公園

## 29 ジオパーク活動の取組への支援について

### 《提案・要望の内容》

- ユネスコの正式プログラム化を積極的に推進すること。
- 国内におけるジオパーク活動を推進するため、国において一体的な推進体制を整えること。
- 学校教育や社会教育でのジオパーク活用を進めるとともに、各地のジオパークと連携してジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。
- 山陰海岸ジオパークの世界再認定審査受検に当たっては、人的支援や案内機能の充実を国においても積極的に進めること。
- 山陰海岸ジオパークの魅力をさらに発信するための施設整備等について、重点的な予算の確保など積極的に取り組むこと。

・ユネスコにおいて、ジオパーク活動を「支援プログラム」から「正式プログラム」とすることについての検討が進められているところ。

・教育、観光、産業振興、環境などのジオパークに関する幅広い行政分野を統括する省庁がなく、国としての一体的な推進体制が望まれている。

・国内外において、ジオパークの知名度はまだ低く、国レベルでのPRや、学校教育でのジオパークの活用（教科書への掲載等）などが重要。

・科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用するとともに、教育や地域振興に活かすことを目的としたジオパーク活動の取組が国内外各地で活性化。

<日本国内のジオパーク>（H26年6月現在）

・世界ジオパーク 6（山陰海岸、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、室戸、隠岐）

・日本ジオパーク 27

・認定を目指す地域 17

合計 50地域（34都道府県）

・平成26年度の環境省直轄事業として、鳥取砂丘博物展示施設（ビジターセンター）基本計画策定経費が予算措置済み。

平成30年度にオープンする予定で整備が進められる。

### 《山陰海岸ジオパーク》

- ・H22（2010）10月 世界ジオパークネットワークに加盟
- ・H26（2014）8月 世界ジオパークネットワークの再認定審査受検

#### 山陰海岸ジオパーク エリア



拡大エリア：平成26年夏に、エリアを拡大して世界ジオパークネットワークの再認定審査が行われる。

（鳥取砂丘）



（浦富海岸）



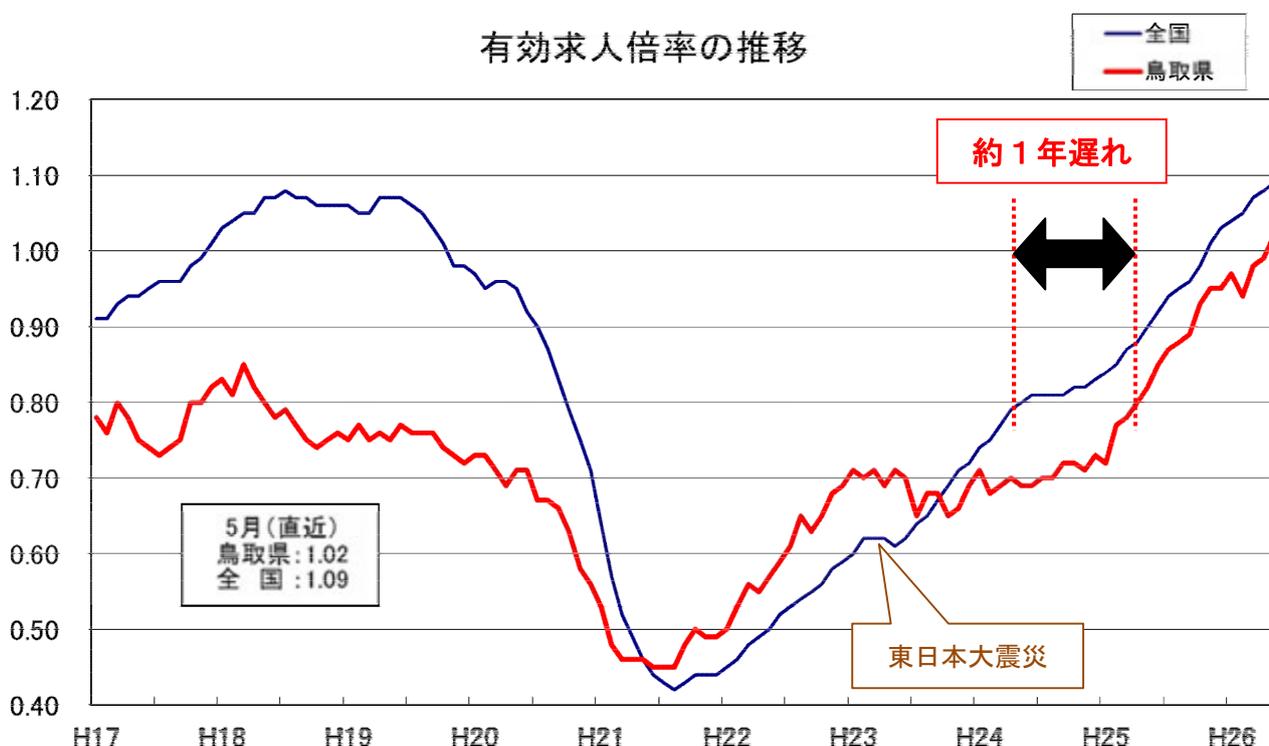
### 30 地域実態を踏まえた消費税率の引き上げについて

#### 《提案・要望の内容》

- 今後予定されている消費増税の導入判断にあたっては、地方における景気動向実態を良く点検・把握し、地方の意見を踏まえて導入判断を行うこと。
- 導入する際には、景気が冷え込まない対策、生活弱者対策など、きめ細かい配慮を行うこと。

#### <参考>

- 地方の雇用回復は全国に遅れて発生  
全国的な景気動向からの判断では、地方の実態と乖離が発生



- 消費増税による県内影響実態把握調査 ( 4/7 ~ 7/2 )

【 調査件数 県内企業 160社 (県商工労働部調査) 】

- ・ 売上げが減少している ..... 48件 (30%)
- ・ 利益が減少 ..... 39件 (25%)
- ・ 一部、又はほとんど価格転嫁できていない ..... 63件 (39%)

- ( 価格転嫁できない理由 )
- ・ 値上げによる客離れに対する懸念 ..... 40件 (65%)
  - ・ 競合他社とのコスト競争 ..... 30件 (48%)

## 31 国家戦略特区制度の充実について

### 《提案・要望の内容》

- 国家戦略特別区域基本方針に定める追加提案募集を実施するとともに、大都市偏重とならないよう、地域産業育成の観点からも地方の提案を積極的に指定すること。
- 特区における規制緩和等の効果を地域全体で最大限発揮させるため、既に指定された特別区域内で実施される事業と密接な関係にあるものについては、特別区域外においても、特別区域内と同様の規制緩和措置を行うなど柔軟に対応すること。

### <参考>

#### 【鳥取県の提案】

#### 1 未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクト【国際的ビジネス拠点の形成】

##### (1) 概要

公道実験の制限を緩和する規制改革等を基に、県内ディスプレイメーカーを中心とした新たなディスプレイ開発により、国際的イノベーションとビジネスの拠点を形成する。

##### <鳥取県内に存在する主なディスプレイメーカー>

###### ◆(株) ジャパンディスプレイ鳥取工場

車載用ディスプレイ開発・生産等に関し県外工場から100名超の技術者等を鳥取工場に集約し、新製品の研究開発を実施。  
・平成26年3月に株式上場。今後車載分野に積極的投資。



車載用ディスプレイ

###### ◆シャープ米子(株)

世界的半導体大手のクアルコム社との共同開発による「液晶を使わない次世代(MEMS(メムス))ディスプレイ」の開発を実施。  
・シャープ(株)内に車載関連分野に係る新たな開発チームを立ち上げ。



MEMSディスプレイ

##### (2) 規制改革等の提案

###### ○道路交通法・道路法等での公道実験の制限の緩和(道路交通法第77条)

車載用ディスプレイメーカーが、当県内の直線距離のある道路を活用して車載用ディスプレイ開発の実証実験を実施する際の道路使用手続きに係る規制緩和を提案。

###### ○研究開発税制の拡充

###### ○企業立地を促進するため、都市計画法の規制緩和、農地法の規制緩和を提案

#### 2 とっとり「医療機器発明」産業化特区【国際的イノベーション拠点の形成】

##### (1) 概要

①産学官連携による医療機器バレーの構築、②最先端の技術を集積する世界トップレベルのロボット手術センターの設立、③先進的医療による国際交流拠点の形成により、国際競争力の高い医療機器産業の育成を図る。

##### (2) 規制改革等の提案

###### ○ロボット手術における保険外併用療養の許可(健康保険法第86条)

保険外併用療養を許可することにより、保険収載のない術式でも患者の負担が減り、症例数の大幅な増加が見込まれ、新たな手術機器の開発につながる。

###### ○外国人医療スタッフによる特区内医療行為の規制緩和

###### ○医療機器の研究開発促進に係る制度創設

鳥取大学が企業と連携して開発している医療機器



自動推進式内視鏡

介護用車椅子

## 32 地域人づくり事業（緊急雇用創出事業）の継続実施について

### 《提案・要望の内容》

○平成26年度が終期(26年度中の着手事業は27年度末までの実施が可能)となっている地域人づくり事業(雇用拡大プロセス・処遇改善プロセス)を、27年度以降も継続実施すること。

○特に地域経済の特性を生かした賃上げや正社員化等を進める「処遇改善プロセス」が、雇用のミスマッチの解消に向けては重要となることから、「処遇改善プロセス」についてはより重点的な支援を継続すること。

（景気は全国的に回復基調にあるが、今後の消費税率のさらなる引上げに伴い、特に地方の雇用環境の不安定化が懸念される。地方の雇用環境改善を加速する必要がある。）

### <参考>

#### 1 有効求人倍率等の状況（平成26年5月）

回復基調となった経済情勢を受けて、本県の有効求人倍率は1.02倍（平成26年5月）と、平成10年2月以来16年3ヶ月ぶりに1%台を回復したが、内訳を見ると正社員の有効求人倍率は0.49倍（平成26年5月）と低迷し、「雇用のミスマッチ」傾向もなかなか改善の兆しが見えない。

区分		H26.5月	H26.4月	前年同月 (H25.5月)
有効求人倍率(倍) (※季節調整値)	鳥取県	1.02	0.99	0.82
	全国	1.09	1.08	0.90
正社員の有効求人倍率(倍)	鳥取県	0.49	0.48	0.38
鳥取県の「雇用のミスマッチ」の状況（H26.5月）				
求人 > 求職者の職業	倍率	求人 < 求職者の職業	倍率	
サービス職(接客・調理等)	1.44	事務的職業	0.22	
専門・技術職(看護師等)	1.51	運搬・清掃等職	0.50	
福祉関連職	1.42	IT関連職	0.62	
建設・土木関連職	1.40	生産工程(組立・修理等)職	0.65	

(鳥取労働局提供資料による)

#### 2 「処遇改善プロセス」を活用した県事業（人づくりによる経済成長戦略推進事業）

中小零細企業が多い本県では、地域人づくり事業の「処遇改善プロセス」を活用し、従業員への賃金アップや正社員化が実現できる環境の整備を積極的に進めるため、鳥取県経済再生成長戦略の戦略的分野に該当する企業が行う、従業員の処遇改善に向けた以下の取組を支援している。

事項	内容
対象業種等	環境・エネルギー(エコカー、太陽光、リサイクル)、次世代デバイス(電機・電子関連産業)、バイオ・食品関連産業、健康・福祉サービス産業、まちなかビジネス、コミュニティビジネス、観光ビジネス、農林水産資源関連ビジネス、次世代サービス(BPO、データセンター、コンテンツ産業)
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在職社員の処遇改善に向けた事業計画を募集し、審査・採択の上、実施企業に委託を行う。</li> <li>・1事業につき、500万円を上限に委託。</li> </ul>

### 33 微小粒子状物質等、広域大気汚染に対する取組の推進について

#### 《提案・要望の内容》

- 大陸からの微小粒子状物質（PM2.5）や黄砂等の大気汚染の影響を軽減するため、TEM（日中韓三カ国環境大臣会合）プロジェクト及び黄砂対策プロジェクトの推進や公害防止技術の提供等、中国等関係国への大気汚染の発生抑制に対して支援を行うとともに、抜本的な対策を取るよう要請すること。
- 近年、広域汚染や越境汚染が問題となっているPM2.5や光化学オキシダントなど、黄砂問題を含め大気汚染物質に関する実態解明調査・研究を推進すること。併せて、PM2.5等の健康影響に関する知見を収集し、防護措置とともに国民に分かりやすく情報提供すること。
- 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）により、PM2.5の大気汚染物質が子どもの健康や成長に与える影響を把握した上で、国民の健康維持のための有効な対策を講ずること。
- 県が行う測定体制の整備には多額の財政負担を伴うことから、当該整備に特化した補助制度を創設すること。

※ 鳥取県においても、PM2.5の環境基準は達成されておらず、また、暫定的な指針値を超えた日も見られている。また、光化学オキシダントの環境基準も本県は達成できていないが、全国的にも同様であるところ。

※ 近年、日本への黄砂の飛来回数が増加傾向にあり、鳥取県においても飛来回数は直近の約10年間では、それまでの10年間の2倍以上にも増加し、また数年前からは、近年見られなかった秋から冬にかけても飛来が確認されるなどの状況がある。

#### <参考>

- 平成25年10月30日にロシア沿海地方（ウラジオストク市極東連邦大学）で開催された、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、江原道、吉林省及び本県で構成される第6回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会において、PM2.5について、地域共通の課題としての認識、対策実施に向けた情報交換等の取組を呼びかけたところ。

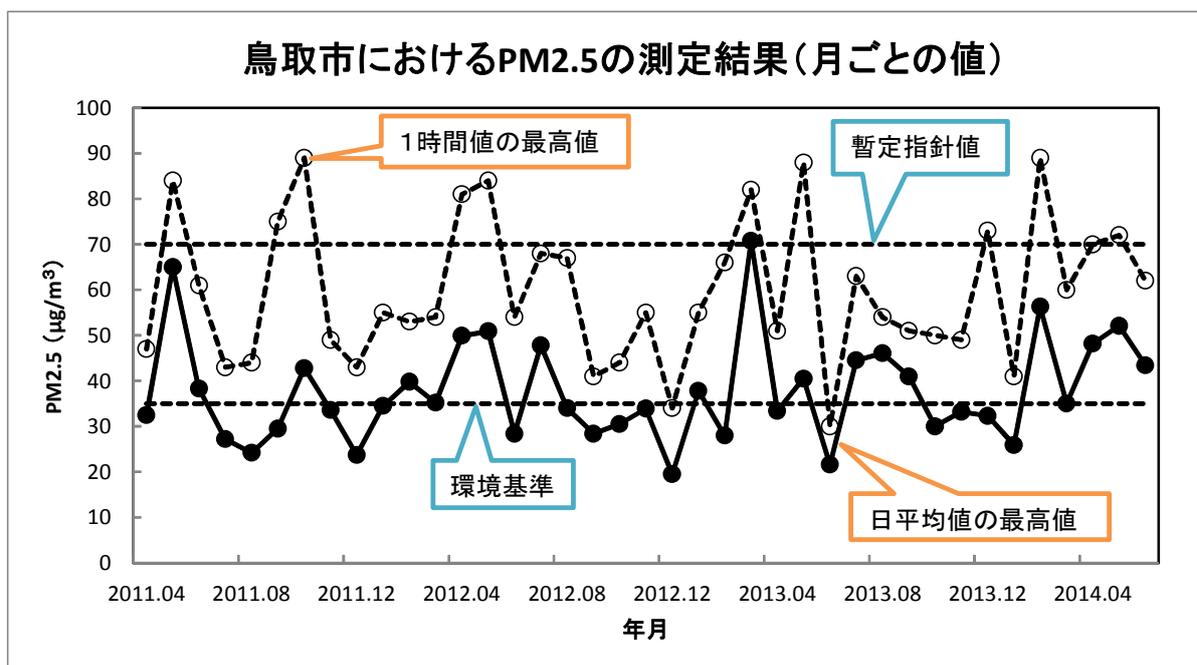
#### ○ PM2.5関連測定機器整備状況

年度	事業費（千円）	摘要
H24	14,750	PM2.5測定装置、テレメータ更新、日常管理委託
H25	31,869	成分分析用機器（試料採取装置、濃縮装置） PM2.5測定装置、SPM測定装置、風向風速計、局舎、テレメータ強化、日常管理委託
H26	3,240	日常管理委託
合計	49,859	

※ 消耗品費、電気代等の維持費除く

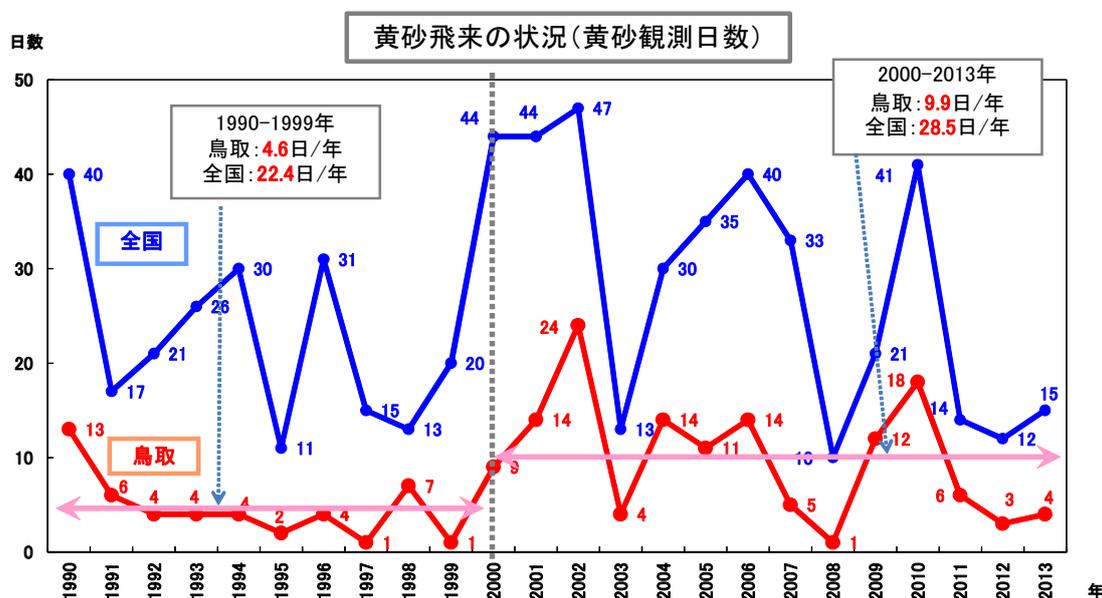
<微小粒子状物質、黄砂の状況>

(1) 微小粒子状物質の測定状況



- 鳥取県では、PM2.5を平成23年度より測定しているが、過去の1時間値の最高値は、 $89 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を記録している。
- 国の暫定的な指針値（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超える値を測定した日が見られている。

(2) 近年の黄砂飛来状況



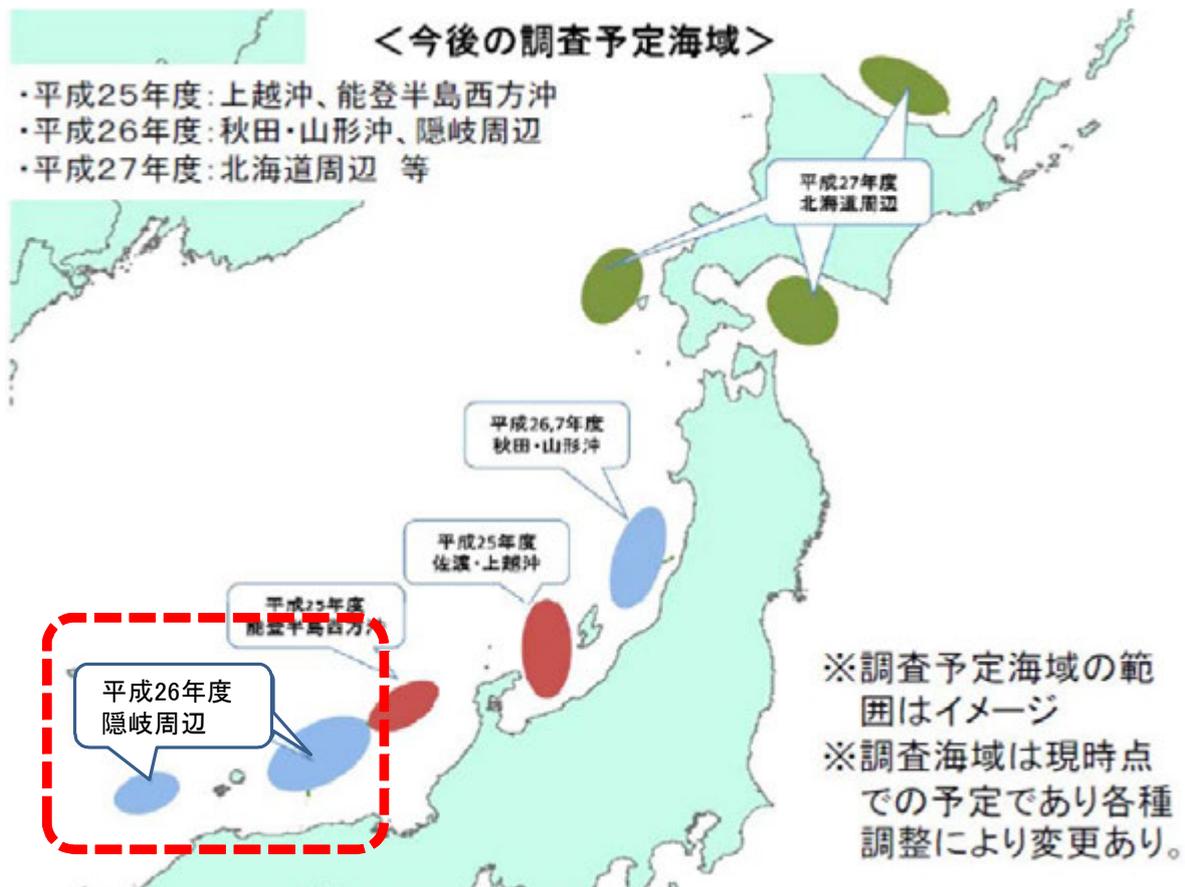
- 平成12年以降、日本への黄砂の飛来回数は増加し、中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、今後も黄砂の発生回数が増加が予想される。
- 黄砂観測日には、マンガン、ニッケルといった有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られ、健康への影響が指摘されている $2.5 \mu\text{m}$ 以下の微小粒子が含まれることも明らかとなっている。

## 34 表層型メタンハイドレートの調査研究について

### 《提案・要望の内容》

- 鳥取県沖における表層型メタンハイドレートの調査については、今年度の音波を使った地質調査に加えて、地質サンプルの取得等の調査を必ず実施し、資源量の詳細な把握を加速すること。
- 調査に当たっては、採取による環境への影響評価手法の研究やメタンハイドレートの実用化に直結する研究を進めるために十分な予算を確保すること。また、調査研究の機能や開発技術等を地方にも分担させるとともに地方の人材等の活用を図ること。
- 調査・研究による埋蔵量把握や技術開発を経て、本格的な採掘、実用化、商業化へと至るロードマップを策定し、その着実な進捗を図ること。

### <参考>



[出典：平成25年11月29日 資源エネルギー庁 News Release に追記]

## 35 再生可能エネルギーのさらなる導入促進について

### 《提案・要望の内容》

- 固定価格買取制度における促進期間の終了後も、再生可能エネルギー発電事業者（特定供給者）による事業への参入意欲が高まるよう、調達価格の設定に当たっては十分に配慮すること。
- 洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギーの設置促進に向け、海域利用のルールや環境影響評価手法等の改善を早期に実現するために十分な予算措置を行うこと。
- 電力システム改革の実施に当たっては、中山間地等においても「低廉かつ安定的な電力供給」について配慮し、系統連系をはじめとする諸問題を国として主体的に解決するあらゆる策を講じること。
- 固定価格買取制度の対象にならない熱利用などの再生可能エネルギーに関して、地域内での導入が促進されるように現在の施策を十分点検して、さらに必要な制度及び予算措置の拡充を図ること。

### <参考>

#### ◆電力システム改革に伴い鳥取県内で懸念される弊害の例

- 1) 電力自由化に伴い、需要量の多い地域のみ送配電網の整備が進み低廉な電力供給が受けられる一方、需要量が少なくかつ点在する中山間地域では過大な負担を強いられる。
- 2) 鳥取県では既に一般電気事業者の営業所が集約合理化されており、中山間地域への非常時の迅速な対応が課題になっている。こうした中で電力システム改革の進展に伴い集約された営業所内の各部門が分離されると、部門間の連携や効率が著しく悪くなり、さらに安定供給が損なわれる。

## 36 番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について

### 《提案・要望の内容》

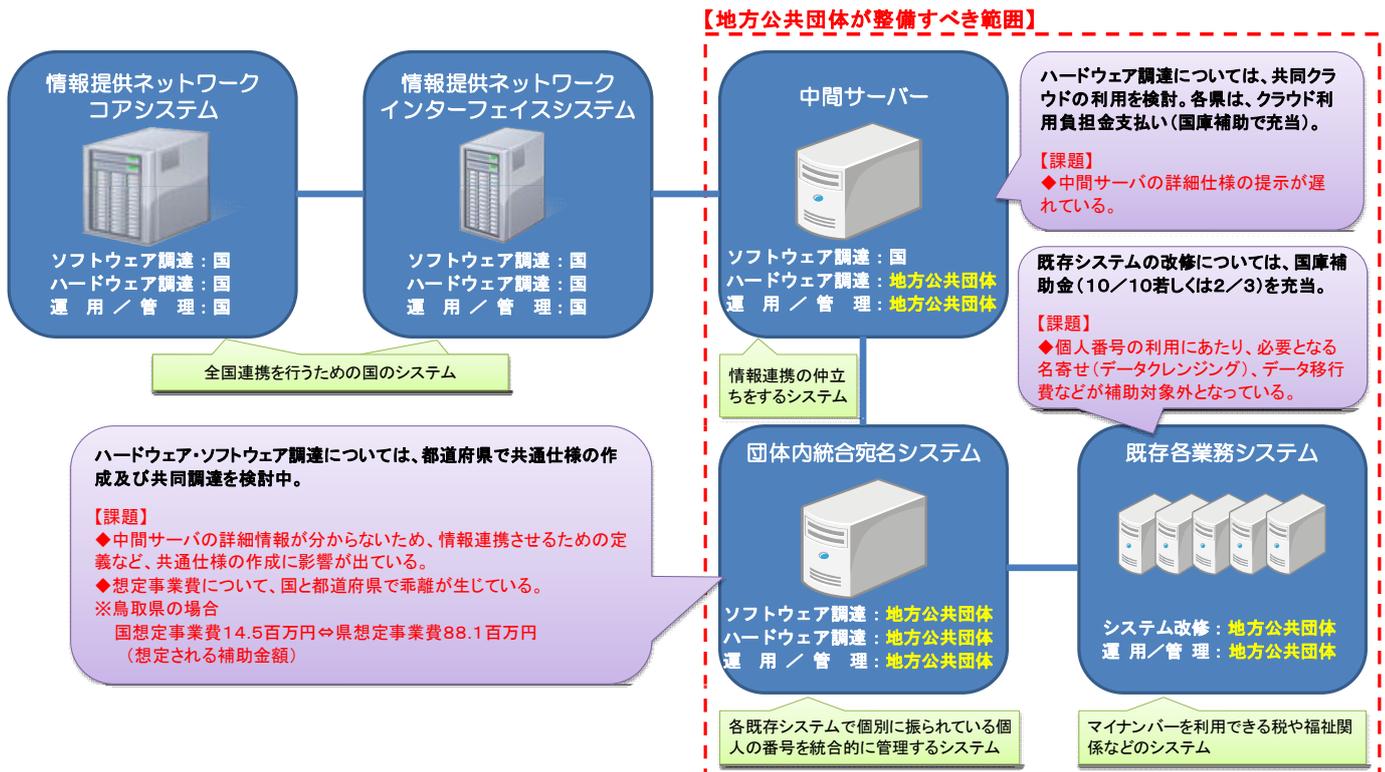
○番号制度の導入に伴い発生する関連システムの構築・改修及び維持管理等を含めた必要な経費については、同制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則、国が負担するものとし、国庫補助金適用事業の拡大など、地方公共団体に新たな経費負担が生じないように検討すること。

特に、国が設定した補助金の上限額と、地方公共団体の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を分析し、情報提供するとともに、不足額が生じる場合には、必要な財政措置を講じること。

○番号制度導入に必要な団体内統合宛名システムの新規整備や各種システムの改修に地方公共団体が取り組むためには、国が整備を進める情報提供ネットワークシステム、インターフェイスシステム及び中間サーバーに係る詳細情報が必要不可欠であり、これらの情報提供を早期に行うこと。

※番号制度の導入に伴い、地方公共団体では情報提供ネットワークとの接続、住基4情報との紐付けなど大規模なシステム構築（改修）が必要となることから体制整備には長期間を要する。  
 ※国が整備する情報提供ネットワークシステム、インターフェイスシステム及び中間サーバーの詳細設計が判明しないと、地方公共団体では体制整備に取り組むことが出来ず、結果として、国が示す期限内に体制整備を完了させることが困難となることが危惧される。

### <参考>番号制度導入に係るシステム構成



## 37 米軍機の低空飛行訓練について

### 《提案・要望の内容》

- 住民からの苦情が多い地域においては、国の責任において騒音測定器を設置し、実態の把握に当たること。
- 米軍機が低空飛行訓練を行う場合には、飛行高度や飛行区域などの日米合同委員会合意事項を遵守するよう、米軍に強く要請すること。
- MV22オスプレイの、飛行ルートを始めとする訓練の具体的内容や安全性を含む運用に関する情報を、訓練の都度、事前に説明をすること。

### <参考>

#### 1 鳥取県内の米軍機低空飛行訓練の状況

本県では、住民等から市町村を通じて低空飛行に係る情報提供や苦情があった場合、次の対応を取っている。

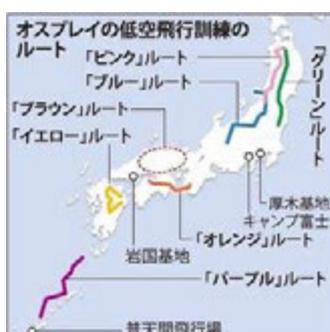
- ① 県が外務省（北米局日米地位協定室）に、米軍に対し低空飛行訓練の中止等適切な措置を要請することを依頼する。
- ② 市町村から中国四国防衛局に報告し、同局が米軍に対し飛行の実態確認を行う。また、同局が地元住民へ与える影響を最小限にとどめるよう米軍に対し、働きかけを行う。

しかしながら、近年、目撃情報が増加するとともに、夜間や休日にも低空飛行が行われるなど、一向に改善の兆しが見えてきていない。

#### 【近年の米軍機目撃情報】

年度	目撃回数	町 村 別
2 1	7	若桜町 7 回
2 2	5	若桜町 4 回、日南町 1 回
2 3	1 4	若桜町 1 2 回、日南町 1 回、鳥取市 1 回
2 4	1 0	若桜町 6 回、日南町 1 回、智頭町 1 回、鳥取市 1 回
2 5	4 8	若桜町 2 7 回、日南町 1 9 回、鳥取市 1 回、南部町 1 回

#### 2 MV22オスプレイの飛行訓練ルート



オスプレイの飛行訓練ルートは、「MV-22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー最終版（2012年5月）」によると、「ピンク・ブルー・グリーン・オレンジ・イエロー・パープル」の6ルートが想定されている。このほか、中国山地周辺に「ブラウンルート」があるとされている。